

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会の設置について

(平成18年6月27日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会決定)

中央環境審議会議事運営規則に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会について、次のとおり決定する。

- 1．中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、容器包装の3R推進に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2．小委員会においては、改正容器包装リサイクル法の可決・成立を受けて整備が必要な政省令事項を中心として、その他容器包装の3Rを一層推進するために必要な事項について、検討を進めていただくことを予定。
- 3．部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 4．小委員会の決議は、部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。

## 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会の設置について

### 1．設置の趣旨

6月9日に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が可決・成立したことを踏まえ、適切な法の施行を確保するため、関係者の意見を十分踏まえつつ、政省令事項の制定を含め、法の施行に向けた準備を円滑に進めるとともに、その他容器包装の3Rを一層推進するために必要な事項について検討することが必要である。

このため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の下に、容器包装の3R推進に関する小委員会を置き、必要な議論を行うこととする。

### 2．検討事項

改正容器包装リサイクル法が可決・成立したことを受け、適切な法の施行を確保するために整備が必要な政省令事項を中心に、その他容器包装の3R推進のために必要な事項について、検討を進めていただくことを予定。

### 3．検討スケジュール

毎月1～2回程度開催し、平成19年4月1日施行の検討事項については、秋頃を目途に結論を得る予定。

### 4．運営方針

- ・小委員会は、学識経験者、関係業界、消費者及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る。
- ・必要に応じて産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループと合同開催を行うことを予定。